



【管内概況】

千葉労働基準監督署の管轄区域は、千葉市、市原市及び四街道市の三市です。

管内の適用事業場数は、約3万1千と県内の22%を、労働者数は約53万8千人と26%を占めています（令和3年経済センサス）。

県都である千葉市は、県内の政治・経済・文化の中心地として観光所・教育機関・企業の本社・支店等が集中しており、特に幕張新都心地域には幕張メッセをはじめ、ワールドビジネスガーデン等の商業用超高層ビル等が林立し、大手企業が進出しています。

管内沿岸地域は、石油精製会社、エチレンセンターを擁する日本一の石油化学コンビナート地域となっているほか、金属精錬業・火力発電所等の大規模な工場が集積しています。内陸部は、金属製品製造業、機械器具製品製造業を中心とする工業団地が数多く形成されるとともに、東京のベッドタウンになっています。

国際拠点港である千葉港は、名古屋港に次ぐ貨物取扱量（令和元4年は1億3,661万トン）を誇っています。

【令和6年度の重点実施事項】

「すべての人が安心、安全、安定して働ける社会(ちば)をめざして」をスローガンに

1 働き方改革の推進のために

- (1) 改正労基法等に基づく長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止
- (2) 中小企業及び令和6年度適用開始業務等に対する一般労働条件確保・改善対策
- (3) 最低賃金の周知及び履行確保

2 安全で健康に働くことができる職場づくりのために

～労働災害の発生状況に応じた労働災害の防止～（第14次労働災害防止計画の推進）

- (1) 死亡災害の撲滅と死傷者数の減少を目指した対策の推進
- (2) 健康障害防止等職場における健康確保対策の普及啓発と指導

3 被災労働者とその家族が安心して生活するために

- (1) 迅速かつ公正な労災保険給付



令和6年度 重点対策の具体的内容

1 働き方改革の推進のために

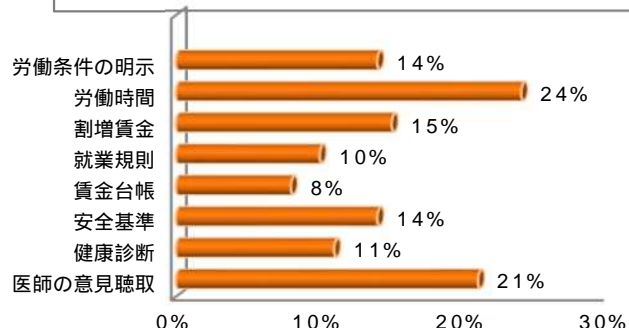
(1) 改正労基法等に基づく長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策

脳・心疾患や精神障害等の労災補償請求件数が高水準で推移し、長時間労働による健康障害が発生していることから、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止を図るため、次の事項を重点として取り組みます。

時間外・休日労働が月80時間を超えていると考えられる事業場に対する監督指導の実施

長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督指導の実施

定期監督等 の違反内容と違反率（令和5年）



定期監督等：各種の情報、労働災害の報告、過去の監督指導結果等を契機として、労働基準監督官が事業場に対して実施する立入検査のこと。

(2) 中小企業及び令和6年度適用開始業務等に対する一般労働条件確保・改善対策

中小企業に対する訪問支援活動や、署内に編成した「労働時間相談・支援班」による支援など、事業者等に寄り添った丁寧な支援を実施します。また、令和6年4月から時間外労働が適用された医師、自動車運転者、建設業について、働き方改革が円滑に推進されるよう改正労働基準法やテレワーク、副業・兼業などの新たな働き方に対応した労務管理の導入支援を丁寧に行います。

千葉働き方改革推進支援センターによる支援も案内します。



詳しくは厚生労働省特設サイト
<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>



(3) 法定労働条件の履行確保

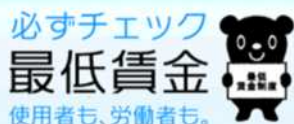
次のような事案を認めた場合は、事業主から事実確認を迅速に行い、違反が認められた場合は、速やかに是正するよう行政指導を実施し、法定労働条件の履行確保を図ります。

労働者からの申告・相談・情報に基づき、賃金不払、サービス残業、解雇等の労働基準法違反が疑われる事案

障害のある方、外国人労働者等を雇用する事業場などで、特定分野に関する問題が認められた事案

また、最低賃金について、あらゆる機会をとらえて周知・広報します。

千葉県地域別最低賃金は、
時間額1,026円
(令和5年10月1日発効)



申告件数(年)



2 安全で健康に働くことができる職場づくりのために

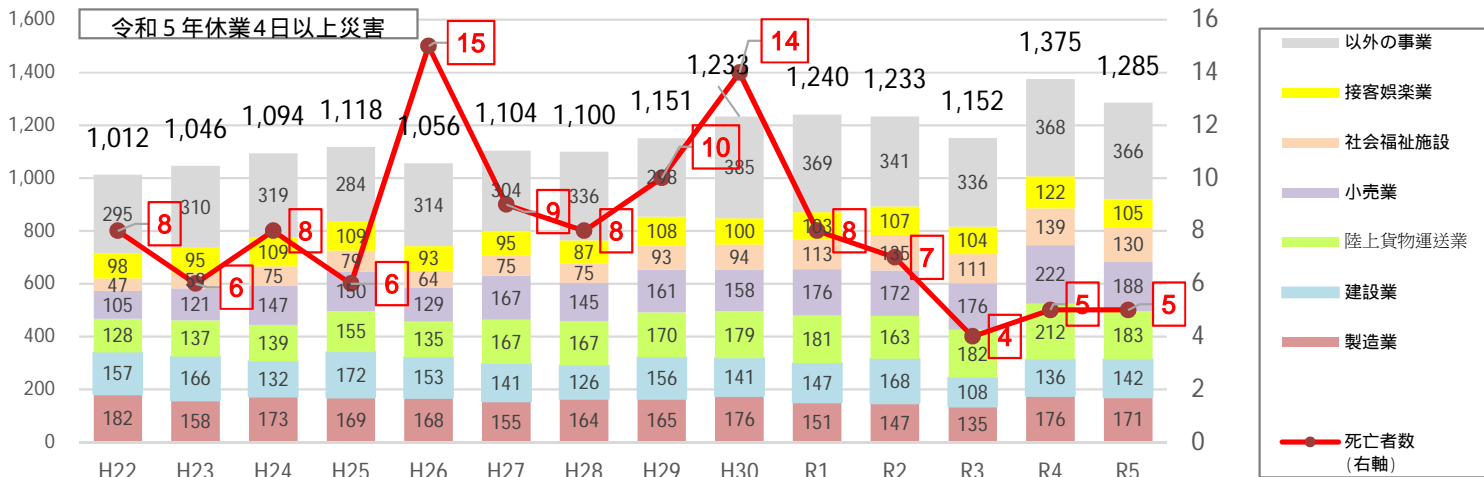
管内における死傷災害の発生状況(年)

【死亡災害】

令和5年の死亡者数は5人と、前年比±0であり、直近20年間では2番目に少なくなっています。業種別でみると、建設業や陸上貨物運送業などで発生しており、特に、建設業においては、毎年死亡災害が発生している状況となっています。事故の型別でみると、5人中、4人が「墜落・転落」となっています。

【休業4日以上死傷災害】

令和5年の死傷者数は1,285人と、前年より6.5%減少しましたが、直近20年で2番目に多いです。近年、死傷者数は増減を繰り返しながら微増しており、コロナ禍後の経済活動の正常化に伴い、労働災害の増加が懸念されます。



(1) 労働災害の発生状況に応じた労働災害の防止

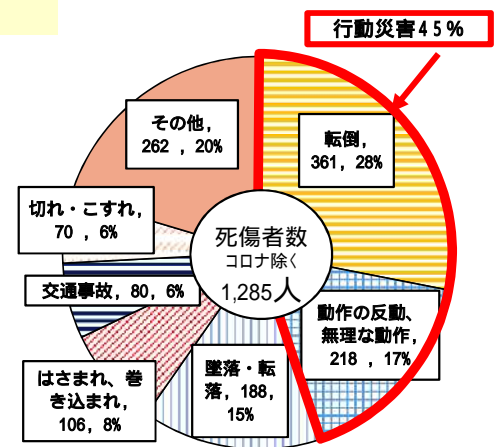
労働災害防止のため次の取組などを行います。

死亡災害が多発している建設業について、重大な災害になりやすい墜落災害をはじめ労働災害防止の徹底を図ります。

陸上貨物運送事業について、荷役作業や交通事故による労働災害防止対策の徹底を図ります。

労働災害の6割近くを占める第三次産業に対して、本社・支店を通じた自主的な安全衛生管理の定着を図ります。特に、死傷者数の4割超を占める転倒等の行動災害防止対策を推進し、定着を図ります。

労働災害の増加の一要因として労働者の高齢化にあることから、高齢労働者の労働災害防止のため、エイジフレンドリーガイドラインに基づく取組を促進します。



(2) 健康障害防止等職場における健康確保対策の普及啓発と指導

健康確保推進のため次の取組を行います。

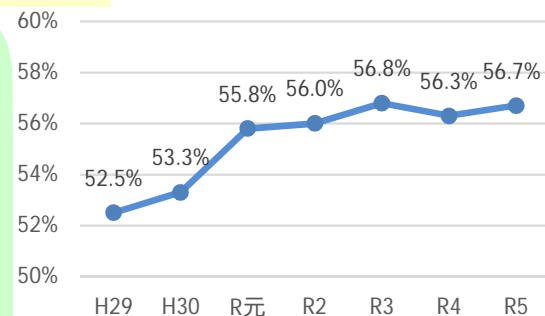
長時間労働やメンタルヘルス不調などにより、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないよう、安衛法の周知を図るとともに、指導を実施します。

化学物質による健康障害防止対策の推進のため、「新たな化学物質規制」の内容を指導・周知し、対策の定着を図ります。

建築物の解体・改修工事等の事前調査にかかる労働基準監督署への報告の徹底や、石綿除去工事等の届出の徹底、適正な施工について指導し、石綿障害防止対策の徹底を図ります。

「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」に基づく取組を周知し、熱中症予防対策を推進します。

定期健康診断有所見率の推移(年)



3 被災労働者とその家族が安心して生活するために

被災労働者が安心して治療に専念し、早期に職場復帰できるよう、また、事業主間の公平が図られるよう、次の取組を重点的に進めていきます。

- 労災補償業務の迅速かつ公正・適正な事務処理の徹底
- 過労死等事案などの的確な労災認定
- 新型コロナウイルス感染症への迅速・的確な対応
- 電子申請の更なる利用促進
- 労働保険料等の適正徴収
- 労働保険の未手続事業の一掃対策の推進



【千葉労働基準監督署の組織と主な業務】

方面（第1方面～第4方面）

- 労働条件等の監督指導、災害調査
- 司法警察事務
- 労働時間相談・支援班による改正労基法の周知及び支援
- 労働基準法等に係る許可・認定の調査
- 就業規則、時間外休日労働協定届等各種届出・報告の受理

安全衛生課

- 労働災害防止、労働者の健康確保対策の推進
- 災害調査、特定機械等の検査
- 計画届の審査・調査
- 労働者死傷病報告、定期健康診断結果報告等各種届出・報告の受理

労災第1課・労災第2課

- 労働災害に係る保険給付
- 労働保険の成立、労働保険料算定基礎調査等

千葉労働基準監督署

〒260-8506 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎3階
TEL 労働条件 043(308)0671 安全衛生 043(308)0672
労災保険 043(308)0673

千葉労働局ホームページもご覧ください

QRコード

